



「適応・統合コース」に関する Q&A

1. Q: (1.1.2021 以降に)ビザの更新のために新しい長期滞在許可が発行された人も、当該コースに参加する義務がありますか？

A: いいえ、対象となりません。但し、2021 年 1 月 1 日以降に、チェコ共和国における居住目的の変更ために新しい長期滞在許可が発行された方は適用となります。

2. Q: ICT カードの所有者が対象外とある理由は何でしょうか？

A: ICT カードの所有者は、限られた期間のみチェコ共和国に滞在すると見なされるため、当該コース受講義務が免除されています。

3. Q: 過去にチェコにて勤務経験のある日本人を再度呼び寄せる予定がありますが、彼のビザ取得プロセスは新しいものとみなされ当該コースの受講義務の対象者となりますか？

A: 期間を空けて新たにビザ申請が行われると解釈すると、この方は 2021 年 1 月 1 日迄有効の長期滞在許可はお持ちではなく、2021 年 1 月 1 日以降に新しい

生体認証カードを取得すると思われますので、当該コースへの参加義務の対象者となります。

4. Q: デロイトでの次の日本語によるコースの開講は何時予定されていますか？

A: 先ず最初に、対象となる期間に、日本語による当該コースへの参加希望者数を把握する必要があり、次に統合センターの講師と日程等を交渉する必要があります。また、会場の手配も必要となります。コースの日付を設定するのに少なくとも 2 週間かかる場合がございます。

5. Q: 当社は、日本以外からの駐在員も勤務をしていますが、日本以外にどのような国出身の外国人が対象となりますか？

A: 第三国（欧州連合と欧州経済領域以外の国）から来た外国人の当該コース受講が義務付けられています。但し、欧州連合の市民、およびその家族と、チェコ共和国の市民の家族は対象外となります。

6. Q: 2021年3月に生体認証カードを取得した日本人代表者がおりますが、当該コース受講義務はありますか？

A: はい、その方が昨年度チェコにて初めて生体認証カードを取得した場合、一年以内に当該コースの受講義務があります。

7. コースの後にテストは行われますか？

A: コース終了後のテストはありません。

8. Q: 当該コースには、最高何名まで参加できますか

A: 1コースにつき最大30名までです。

9. Q: 統合センター主催の当該コースに、個人の通訳を連れて行くことはできますか？

A: いいえ、通訳の方はコースに参加できません。

その他追加情報：当該コースの資料（印刷物）は受講者にお渡しする事が出来ない規則となっておりますが、受講中のプレゼンテーションのスライドの写真撮影は可能との事です